

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して行う。 ・被保険者の資格管理（被保険者の資格得喪・変更等の事務処理及び台帳整理。被保険者証、減額認定証等の交付） ・保険料賦課管理（所得申告書等を確認し賦課台帳を整理。賦課決定し通知書を発送。保険料の減免に関する事務処理等） ・保険料の収納管理、口座情報管理（保険料の収納管理、還付充当。公金消込及び日計・月計等各種集計。口座情報の管理、異動、照会等） ・保険料の滞納情報の管理、滞納整理（滞納者の情報を管理し納付勧奨。保険料の督促及び滞納整理、不納欠損。宛名情報、送付先確認及び公示送達等） 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請受付及び申請書等を愛知県後期高齢者医療広域連合へ送付する。 ②愛知県後期高齢者医療広域連合が運用する後期高齢者医療広域連合電算処理システムとの情報連携を行う。（電算処理システムの送受信機能により、住民基本台帳情報、所得情報、賦課情報等、保険料期割情報等のデータ送受信を行う。）
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 愛知県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3 後期高齢者医療収納システム（税総合システム） 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

従業員に対する教育・指導	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている	
---------------------	----------------------------------	--

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

判断の根拠	マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 塚田 芳司	保険年金課長 野々山 千広	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民部保険年金課	福祉部保険年金課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 野々山 千広	保険年金課長 小野田 浩司	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 小野田 浩司	保険年金課長	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して行う。 ・被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理及び台帳整理。被保険者証、減額認定証等の交付) ・保険料賦課管理(所得申告書等を確認し賦課台帳を整理。賦課決定し通知書を発送。保険料の減免に関する事務処理等) ・保険料の収納管理、口座情報管理(保険料の収納管理、還付充当。公金消込及び日計・月計等各種集計。口座情報の管理、異動、照会等) ・保険料の滞納情報の管理、滞納整理(滞納者の情報を管理し納付勧奨。保険料の督促及び滞納整理、不納欠損。宛名情報、送付先確認及び公示送達等)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して行う。 ・被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理及び台帳整理。被保険者証、減額認定証等の交付) ・保険料賦課管理(所得申告書等を確認し賦課台帳を整理。賦課決定し通知書を発送。保険料の減免に関する事務処理等) ・保険料の収納管理、口座情報管理(保険料の収納管理、還付充当。公金消込及び日計・月計等各種集計。口座情報の管理、異動、照会等) ・保険料の滞納情報の管理、滞納整理(滞納者の情報を管理し納付勧奨。保険料の督促及び滞納整理、不納欠損。宛名情報、送付先確認及び公示送達等) 本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請受付及び申請書等を愛知県後期高齢者医療広域連合へ送付する。 ②愛知県後期高齢者医療広域連合が運用する後期高齢者医療広域連合電算処理システムとの情報連携を行う。(電算処理システムの送受信機能により、住民基本台帳情報、所得情報、賦課情報等、保険料期割情報等のデータ送受信を行う。)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26、70、87の項	【別表第2】における情報提供の根拠 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (83の項) 【別表第2】における情報照会の根拠 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第1欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」となっている項 (82の項)	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 保険年金課	福祉部保険健康課	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長	保険健康課長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉部 保険年金課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	福祉部保険健康課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111	事後	

令和7年2月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従って次のとおり実施している。 ・本人からのマイナンバー取得の徹底 ・後期高齢者医療システムを利用したマイナンバーの確認権限を主担当のみに付与 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年2月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である マイナンバーの取得後の取扱いについて次のとおり実施しているため、対策は十分である。 ・みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程の遵守 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットに保管することを徹底 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを徹底	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の59項	番号法第9条第1項 別表85の項	事後	
令和7年7月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (83の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」となっている項 (82の項)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし	事後	